

公 告

市有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び犬山市契約規則（昭和 40 年規則第 21 号）第 7 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 2 月 1 日

犬山市長 原 欣 伸



1 一般競争入札に付する物件

犬山市が所有する財産（土地）を一般競争入札により、次のとおり売払いする。

物 件 所 在 地	地目 (公簿)	地積 (公簿)	用途地域	予定価格	入札保証金
犬山市字若宮 77 番 3、 78 番 5、80 番 1、182 番	宅地	638.96 m ²	近隣商業地域	50,925,000 円	5,092,500 円

備考 (1) 予定価格とは、あらかじめ犬山市が定めた最低売払価格をいう。

(2) 落札金額＝契約金額とする。

2 一般競争入札に参加する者の必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第 2 項に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（「暴力団員」という。）でない者であること。法人にあつては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員でない者であること。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分対象となっている団体または構成員でない者であること。
- (4) 日本語が完全に理解できること。
- (5) 市が定める犬山市公有財産売却一般競争入札参加申込要領（以下「本要領」という。）承諾し、遵守することができること。

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

(1) 入札参加申込み受付期間及び受付場所

受付期間 令和 8 年 1 月 5 日（月）から令和 8 年 1 月 21 日（水）まで
※受付時間は市役所閉庁日を除く、午前 9 時から午後 4 時まで
受付場所 犬山市役所 4 階 経営改善課 契約・資産活用グループ

(2) 入札参加申込方法

入札参加受付期間中に、下記の提出書類を提出すること。郵送の場合は申込締切日である令和8年1月21日（水）必着とする。（16 書類の送付先・問い合わせ先を参照）

《提出書類》

- ① 受付確認表
- ② 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書
（以下「申込書」という。）
- ③ 誓約書
- ④ 印鑑登録証明書[原本]
- ⑤ 住民票抄本（参加者が法人の場合は履歴事項全部証明書）[原本]
- ⑥ 法人の場合は、法人役員の詳細
- ⑦ 共同入札の場合は、共有合意書

*共同入札の場合は上記に加え、共有連名者全員の住民票及び印鑑登録証明書または履歴事項全部証明書が必要になる。[原本]

入札に参加するためには犬山市が発行する納入通知書による入札保証金の納付が必要となる。提出書類が犬山市に到着後、犬山市が発行する納入通知書を送付するので、令和8年1月28日（水）午後2時までに犬山市が指定する金融機関に入札保証金を納付すること。（犬山市が納付状況を確認するのに、遠隔地の場合等は時間を要することがある。）

納付後、領収書の写しを入札保証金振込証明書に添付し、令和8年2月3日（火）までに犬山市に提出すること。

なお、令和8年2月3日（火）までに犬山市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札をすることができない。

4 現地説明会について

現地説明会は行わない。入札に参加しようとする者が必要に応じ現地および関係法令等の確認をすること。

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年2月6日（金）午後2時00分から
- (2) 場所 犬山市役所 2階 205会議室

6 入札の方法

- (1) 入札の締切後に入札者の前で開札を行い、市の予定価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者と決定する。入札回数は1回とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定する。
- (2) 郵便等上記(1)以外による入札は認めない。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、犬山市が定めた入札保証金を指定された納付方法により納付しな

なければならない。(入札保証金の金額については1一般競争入札に付する物件を、期日については3一般競争入札の参加申込み等に関する事項(2)入札参加申込方法を参照)。

- (2) 入札保証金は、入札終了後返還する。ただし、落札者にあつては契約締結後返還する。なお、返還する入札保証金に利子は付さない。
- (3) 入札保証金の返還には、4週間程度の期間を要する。
- (4) 落札者の納付した入札保証金は、落札者本人の申出により契約保証金又は売買代金に充当することができる。
- (5) 落札者が、犬山市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は犬山市に帰属する。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 入札参加資格の確認について、虚偽の申請等の不正な行為を行った者のした入札
- (3) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (4) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (5) 入札書に金額、氏名若しくは押印のない入札又はこれらが鮮明でない入札
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状のない入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 郵便により差し出された入札
- (9) 予定価格を下回る金額の入札

9 契約の締結

- (1) 契約書の作成を要す。
- (2) 落札者は、令和8年2月20日(金)(郵送の場合は必着とする。)までに、契約保証金を納付のうえ、契約を締結しなければならない。
- (3) 契約に要する収入印紙その他の費用は、落札者の負担とする。
- (4) 上記期限までに契約を締結しないときは、落札者の入札保証金は返還しない。

10 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は契約締結の際に契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書を令和8年2月20日(金)(郵送の場合は必着とする。)までに提出することにより既納の入札保証金を契約保証金に充当することができる。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とする。
- (3) 契約保証金は、落札者が契約内容に従って履行を行った後に返還する。
なお、返還する契約保証金に利子は付さない。
- (4) 契約保証金の返還には、4週間程度の期間を要する。
- (5) 落札者の納付した契約保証金は、落札者本人の申出により売買代金に充当することができる。
- (6) 落札者が、犬山市が定める売買代金の納付期限までに納付しない場合は、契約保証金は、犬山市に帰属する。

11 売買代金の納入

- (1) 落札者は、売買代金を犬山市が発行する納入通知書により令和8年3月13日（金）午後2時までに犬山市が指定する金融機関に納付しなければならない。なお、契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書を令和8年2月20日（金）（郵送の場合は必着とする。）までに提出することにより、既納の契約保証金を売買代金の一部として充当することができる。
代金納付後、領収書の写しの提出を依頼する場合があるため、大切に保管しておくこと。
- (2) 売買代金の納付にかかる費用は、落札者の負担とする。
- (3) 売買代金が納入期限までに支払われない場合は、契約を無効とし、契約保証金は返還しない。

12 所有権移転登記

- (1) 落札者は、売買代金納入後、所有権移転登録請求書及び登録免許税相当額の印紙を令和8年3月13日（金）（郵送の場合は必着とする。）までに提出しなければならない。
- (2) 所有権移転登記に関する手続きは、犬山市が行う。

13 用途の制限等

落札者は、落札した物件を、次の用途に供してはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の施設に係る用途
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途
- (3) 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業及び同条第11項に規定する接客営業、その他これらに類する業に係る用途
- (4) 騒音、振動、臭気その他周辺環境に支障を及ぼす用途
- (5) その他周辺住民に著しく不安を与える用途

14 用途制限の承継義務等

- (1) 買受人は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をするときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。
- (2) 落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。
- (3) 上記(1)～(2)における当該第三者の義務違反に対する責務は、落札者が負わなければならない。

15 その他

- (1) 土地の開発（建築）等にあたっては、都市計画法、建築基準法及び条例などの法令等により規制がある場合、落札者はこれら法令等を遵守し開発（建築）等を進めなければならない。

- (2) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。
- (3) 契約締結後に犬山市の責に帰すことができない事由により滅失及びき損等が生じた場合、犬山市に対して契約の解除及び売買代金の減額を請求することができない。
- (4) 犬山市は、契約不適合責任を負わない。
- (5) この公告、本要領及び物件調書等に記載する事項にて確認した売買物件と整合しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、契約の解除及び売買代金の減額を請求することはできない。
- (6) 入札者は、この公告のほか、本要領、物件調書及び売買契約書を熟覧し、これらの内容についてすべて了承の上、入札すること。

16 書類の送付先・問い合わせ先

〒484-8501

愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地

犬山市 経営部 経営改善課 契約・資産活用グループ (犬山市役所本庁舎4階)

電話：0568-44-0301 / E-mail：011000@city.inuyama.lg.jp